

# 救急医学

10

Vol.44 No.11  
2020  
October

THE JAPANESE JOURNAL OF ACUTE MEDICINE

特集

# 児童虐待 を学ぶ

救急医療の現場から、子どものいのちを守るために

児童虐待に関する疫学、司法、社会的保護、ケアの取り組みを学び

「児童虐待を、知る」

虐待に特徴的な所見や診察方法、望ましい医療体制を学び

「児童虐待を、診る」

連載

地域とつながる 社会に広める

救急ツール・救急システム



ヘルス出版



特集

# 児童虐待を学ぶ

VOL.44 NO.11 OCTOBER 2020

## 総論 児童虐待を、 知る

### 児童虐待の疫学

..... 東京医科歯科大学国際健康推進医学分野 山岡 祐衣 他 1346

### 児童虐待と司法手続

..... 大阪高等検察庁刑事部 宮地 佐都季 1353

### 児童虐待対応の社会的取り組み

..... 日本大学危機管理学部危機管理学科 鈴木 秀洋 1360

### 子どもの権利擁護センターの取り組み

..... 認定特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン 山田 不二子 1368

### 社会的擁護を担う乳児院の機能と現状

..... 社会福祉法人康保会康保会玉淀園 松本 敦子 1374

### 被虐待児のリハビリテーション

..... 埼玉医科大学総合医療センターリハビリテーション部 野々垣政志 他 1379

## 各論 児童虐待を、 診る

### 児童虐待の救急診療で注意すべき点

#### 小児科の視点から

..... 北九州市立八幡病院小児救急・小児総合医療センター 神薗 淳司 1388

#### 妊娠・出産・新生児期からの対応

..... 鹿児島市立病院新生児内科 山本 剛士 1395

#### 痙攣発作の鑑別

..... 埼玉医科大学総合医療センター小児科 奈倉 道明 1400

# 児童虐待対応の社会的取り組み

Social actions to combat child abuse

鈴木 秀洋\*

Hidehiro Suzuki

## POINT

- ☑ 児童福祉法等法制と刑事司法法制の理念・趣旨の相違を正しく理解する。
- ☑ 通告は、子ども・養育者のSOSの受信・対応である。
- ☑ 市区町村子ども家庭総合支援拠点全国整備の意義を理解する。
- ☑ 要保護児童対策地域協議会の法的再構成について理解する。

## KEY WORDS

児童福祉法、通告、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、多機関連携

## 問題提起

本稿では、「児童虐待対応の社会的取り組み」というテーマで論じる。このテーマを論じることで、筆者が東京23区で子ども家庭支援センターの所長を務めていたときに医療機関から聞いた、「虐待かどうかを判断するのは非常に難しいです。通告して後から違うといわれると困るので、客観的な事実が相当集まらないかぎり通告はできません」「要保護児童対策地域協議会への情報提供は患者との信頼関係があるので難しいです」という発言に対する答えを提示できるであろうことも、本稿の目的とするところである。

はじめに、筆者の立ち位置について述べておく。児童虐待対応における専門家の発信は、それぞれの知見がどの立ち位置からのものかを理解しておくことが有用と考えたからである。筆

者の立ち位置は以下のとおりであり、これらからの知見に基づく。

1) 刑事訴訟と児童福祉行政の両面の法律を専門としており、その架橋としての立ち位置（大学時代の専攻は刑事訴訟法ゼミであり、東京23区の法務部では各区の指定代理人を務めてきた経験がある）。

2) 児童虐待対応部門で行政実務を担い（元・東京23区の子ども家庭支援センター所長、保育士資格）、かつ、異動・昇進により組織マネジメントの観点から児童虐待対応を分析する立ち位置。

3) 2016年の児童福祉法改正に伴う厚生労働省の審議会で「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）<sup>①</sup>の作成にかかわり、その後、厚生労働省の「子ども・子育て支援推進調査研究事業」において子ども家庭総合支援拠点、児童虐待防止対策の先駆的取組等調査の研究代表（平成29、平成30、令和元年度）<sup>②～④</sup>を務め、現

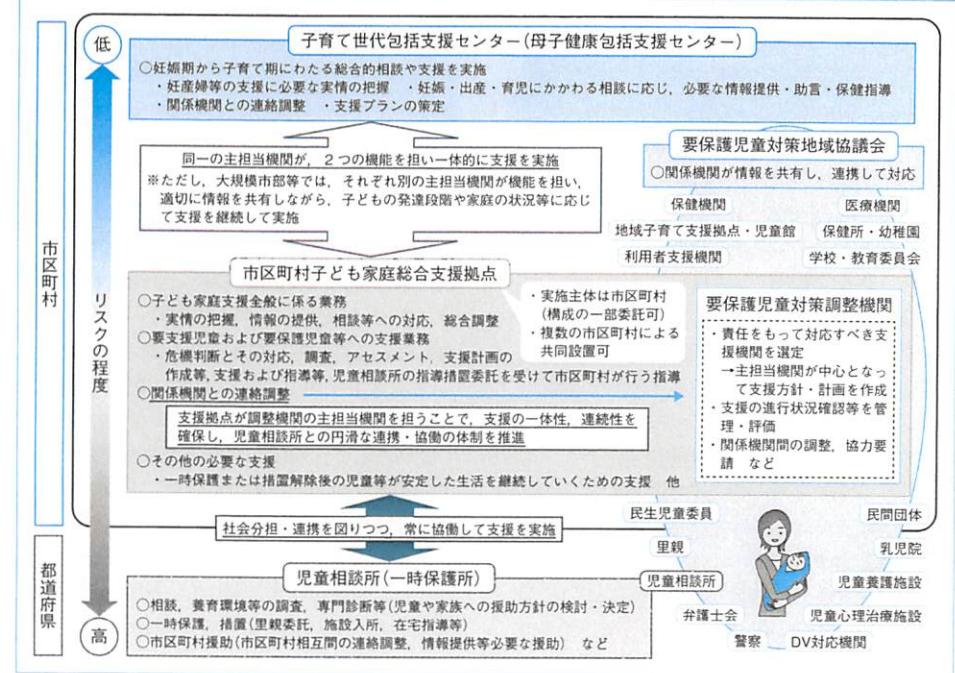


図1 児童福祉法改正後の児童虐待対応における全体像

在も子ども家庭総合支援拠点設置アドバイザーを務めている立ち位置。

4) 児童虐待死事件として、野田市および札幌市の検証委員を務めてきた立ち位置。

## 現状の法制度設計関係図と概要

2016年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下、平成28年改正法）により、児童福祉法の基本理念たる第1条が改正され、後述する子ども家庭総合支援拠点の設置が明記された（児童福祉法10条の2）。法改正後の児童虐待対応の全体像については、図1で説明するのが適当である。

図1からも明らかなように、子どもを支えるための関係機関は数多く存在する。このなかで、図1の下部に提示されている児童相談所

は、一時保護などの行政処分権限を有するなど、いわゆる児童虐待対応の入り口から出口まで中心的な役割を果たしていることは事実である。一方で、①児童相談所に加え、市区町村も通告先とされたこと（児童福祉法25条1項、児童虐待防止法6条1項・2項）や、②要保護児童対策地域協議会（児童福祉法25条の2。以下、要対協）という制度設計がなされ、医療機関などをはじめとする子どもの関係機関を構成員とした地域の法定ネットワークの事務調整機関が原則として市区町村に置かれることになったという児童福祉法などの改正経緯をふまえれば、図1の関係機関全体を押さえる必要性が高いことがわかる。統計的数値に表れにくいけれど、児童相談所がかかわらず、市区町村と医療機関と地域で子ども・養育者を継続的に支えている例は多い。

\* 日本大学危機管理学部危機管理学科准教授

## 児童虐待対応の法制度 —根拠となる法体系・理念の確認

このような児童虐待対応全体の動きのなかで、関係機関のあるべき姿を導き出すためには、根本的な法原理に遡って考えていく必要がある。児童福祉行政においても、法の支配・法律による行政の原理に基づく法執行が前提となるからである。理念体系を明らかにするために、刑事司法の基本原則などと比較して検討する。

### 1. 児童福祉法、児童虐待防止法

まず、児童福祉法の理念目的規定である第1条を確認したい。「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と定めている（なお、旧規定は「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という内容であった）。

このように平成28年改正は、子どもの権利主体性を全面に押し出した抜本的な法体系の改正であり、この改正後の児童福祉行政の進め方は、子どもの権利主体性を重視した法解釈・実務に変わっていかなければならない。

そして、本法規と一緒にとして、児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）がある。その第1条は、「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにはんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体

の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」と定め、子どもの権利利益、命を守ることを究極の目的としている。

両者一体のものとして、子どもの命を守るために制度設計を国・自治体に課すとともに、個別の対応指針を示している。この理念は、例えば通告すべきか否か、一時保護すべきか否かに迷ったときの判断解釈基準となる。

### 2. 刑法、刑事訴訟法

比較として、刑法・刑事訴訟法の理念について刑事訴訟法1条をあげて確認してみる。

「この法律は、刑事案件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」

すなわち、刑事司法制度は、国家が個人に刑罰制裁を科すための手続法である。真相を明らかにすることを目的としつつも、無辜を処罰することを避けるための手続として、審判対象を訴因に限定し、検察官の主張・立証責任を課し、自由心証主義を採用しつつも民事裁判手続と比して厳格な立証のハードルを設け、伝聞法則、補強法則、自白法則、違法収集証拠排除法則といった法原則が採用されている。検察官による「合理的疑いをいれない程度」までの証明、無罪推定の原則（疑わしきは被告人の利益に）が採用されているのである。現在「児童虐待罪」などの罪名はなく、保護者等による傷害罪、暴行罪、保護責任者遺棄罪などの刑罰適用の過程でこの刑事司法の規律が及ぶことになる。

このように比較してみれば、児童福祉法などの理念と刑事法の理念は大きく異なっていることは明らかである。

## 児童虐待法制のもとでの通告制度のあり方

### 1. 児童福祉法等の法趣旨から考える通告制度

この児童福祉法制度のもとでの通告制度はどういうべきか。児童福祉法25条1項は、要保護児童を発見した者の通告義務を定める。同様に、児童虐待防止法6条1項は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」の通告義務を定める（6条1項・2項参照）。すなわち、法は通告を国民の義務であるとしている。

上記に加えて、医師等に対しては、とくに「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定し（児童虐待防止法7条）、その専門性の観点から、医師等を児童虐待対応の重要な手であると想定している。

そもそも、児童福祉法などにおける通告は、児童福祉法1条・2条が定める子どもの権利主体性および子どもの最善の利益を保障するための法制度の手段・手法である。刑法・刑事訴訟法などが個人に刑罰を科す制度であるのに対し、子どもや養育者を守り・支えづけるための制度なのである。通告はいわば、子どもや養育者からのSOSであると受け止めるべきものなのである。その意味で、ハードルを低くして広く迅速に通告を受ける制度設計がなされるべきである。

そのため、児童福祉法は、「児童虐待を受けた児童」ではなく、「児童虐待を受けたと思われる児童」と定め（児童虐待防止法平成16年改正）、主観的認識の段階での通告を求めている。実際、医療機関からの通告が違法であるという親側の主張がなされた訴訟において、裁判所は判決理由<sup>5)</sup>のなかで、「発見者が主觀的に児童虐待であると認識したときは同法上の通告義務を負い、虐待の事実がないことを認識しな

がらあえて通告をした場合及びそれに準ずる場合を除き、通告したことについて法的責任を問われることはないというべきである」と述べている。

この判決の知見が広く医療者の間で共有される必要がある。児童福祉法制上の通告制度は、個人に刑罰を科す刑事の視点からの制度ではなく、福祉の視点からの制度であり、そう考えれば、幅広く、客観的エビデンスにとらわれることなく、主観的認識の段階でよいこと、むしろその段階で積極的に行うことが推奨されるという理解が必要である。現実の行政実務もこの観点から関係機関に積極的な通告を依頼している。そうでなければ、密室で起きる児童虐待に関する、児童福祉としての対応はなし得ない。

なお、今般のコロナ禍において学校や保育園などの関係機関が閉じられたなか、筆者はその期間の相談通告数（正確には、例年の増加伸び率に比して）が一時的に減少したとのヒアリング調査を行った。児童虐待事実が減ったのではなく、むしろ潜在化し、悪化したとの見方ができるであろう。このことについては、2020年8月1日に開催された日本子ども虐待防止学会のウェビナー「コロナ禍における子ども・家庭支援」、第1回「地域支援の経験から学ぶ」において、「コロナ禍の行政対応の現実と提言」というテーマで関係機関による通告の重要性について筆者が報告している。

### 2. 通告（通報）先の定めから考える通告制度

児童福祉法では、通告先は市区町村、都道府県設置福祉事務所、児童相談所と規定されている（児童福祉法25条1項、児童虐待防止法6条1項・2項）。

この法体系は例えば、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が通報先を配偶者暴力相談支援センターまたは警察官（同6条）と規定していること、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」における自治体の

役割の規定が制度設計面や財政的支援などとされている（警告や禁止命令手続を進める主体とはなっていない）ことと比較してみた場合に、児童福祉法制では、自治体が徹頭徹尾福祉の視点から主体的役割を担うことが想定されていることがわかる。臨検・捜索においても、警察は援助要請を受ける立場に過ぎず（児童虐待防止法10条）、また他の行政調査手続と異なり告発規定も児童虐待防止法は有していない。

すなわち、他機関に委ねるのではなく、自らの機関に集約して対応することが法制度上求められている。それゆえ、通告を受けた場合において、それは虐待の有無の真相を明らかにするという検査視点とは異なり、SOSを受け止める福祉的サービスを提供しにたずねるという視点をなくしてはならないのである。

### 児童虐待法制のもとでの 要保護児童対策地域協議会のあり方

図1の右側に、要対協のネットワークが掲示されている（児童福祉法25条の2）。具体的な指針として、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（以下、要対協指針）が定められている<sup>⑥</sup>。

#### 1. 要対協の意義

要対協の意義としては、①支援対象児童等〔児童福祉法25条の2第2項に規定する要保護児童（とその保護者）、要支援児童（とその保護者）、特定妊婦〕の早期発見、②迅速支援、③情報と課題の共有、④アセスメントの協働・共有、⑤関係機関における役割分担の共通理解、⑥それぞれの機関の責任もった支援体制づくり、⑦情報共有化による関係機関の同一認識のもとでの役割分担支援によって支援家庭がよりよい支援を受けること、⑧それぞれの機関の責任・限界・大変さの分かち合い、という8つが掲げられている。

#### 2. 要対協の設置主体（要対協指針2章1）

住民に一番身近な自治体によるものという観点から、ハードルの低い、顔が見える継続的な相談体制の構築と、地域のさまざまな機関・民間団体の資源をつなぎネットワークによる“面”で地域の子どもと家庭を支えようという法改正趣旨を浸透させる観点から、「基本的に身近な市区町村が設置主体となる」と定められている。

#### 3. 要対協の構成員（要対協指針2章2）

児童福祉法25条の2第1項は、「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」と規定し、要対協指針では、「地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能」であるとしている。

具体例として、①児童福祉関係として、市町村の児童福祉、母子保健、障害福祉等の担当部局、児童相談所、福祉事務所、保育所など、②保健医療関係として、市町村保健センター、子育て世代包括支援センター、地区医師会、医療機関など、③教育関係として、教育委員会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、PTA協議会、④警察・司法・人権擁護関係として、警察、弁護士会、弁護士、家庭裁判所、法務局、⑤配偶者からの暴力関係として、配偶者暴力相談支援センターなど配偶者からの暴力に対応している機関、⑥その他として、NPO法人、民間団体、ボランティアなどがあげられている。

#### 4. 法改正による関係機関の情報提供義務規定

従前から要対協の関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見開陳、そのほか必要な協力を求めることができる旨の規定は存在していた（25条の3第1項）が、これは情報を求める側の規定であり、それにより医療機関などが慎重になることがあった。当該協力要請に応じることで、当事者などから訴えられるといったリスクを考えて、回答を控える場合が多く生じ

てきたのである。筆者自身も繰り返し、この点について国および国会議員に直接実態をレクチャーしてきた経緯がある。

令和元年児童福祉法等改正では、同条第2項に応答義務規定が設けられた（「…必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない」）。この規定により、協力を求められた医療機関などをはじめとする関係機関等は、積極的な資料・情報のやりとりが求められるようになったし、実際に提出しやすくなったりといえる。

#### 5. 誤解の除去と柔軟な要対協の制度設計・運用

##### 1) 密密保持義務

要対協を運用するにあたり、法は、構成機関・法人・者の秘密保持義務（25条の5、61条の3）を定める。要対協が個々人のセンシティブな情報を扱うものである以上、不可欠な規定である。ただし、この規定は、要対協構成員外への秘密漏洩の場合に適用されるものであり、この規定が存在する意義は、要対協の構成員間では、支援対象児童などの適切な保護または支援を守るために積極的な情報交換を行うことを保障する点にこそあると解釈できる。このような制度設計は、DV防止法や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」には存在しない画期的なものであり、その周知が必要である。

##### 2) 作り込みと運用のマネジメント

多くの自治体で誤解されていることがある。筆者が全国の自治体に講演・研修などで行くなかで、要対協の構成メンバーを変更できないという説明をする担当者に会うことがあるが、児童福祉法にかかる縛りはない。例えば、地域に新しい子育て関連団体が設立されたような場合には、構成員となってもらうことが当該地域にとっても有効である。要対協は、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくための法的ネットワーク機能なのである。

そのためのネットワーク作りと運用の両面のマネジメントを、常に柔軟に行なうことが求められる<sup>⑦</sup>。

#### 3) 構成員の当事者性

要対協の構成員になるということは、地域資源を使いながら/抱いながら、一つひとつの機関が有するパズル的な情報を、家族全体を見立てる全体の絵柄に統合する役割を担うということである。その全体の絵柄をみつつ、関係機関それぞれが当事者としての役割を担う責務を負う。要対協構成員は、“お客さん”や“単なる参加者”であってはならない。その全体の指揮・司令塔が、次に説明する「子ども家庭総合支援拠点」である。

### 社会的取り組みの中核としての 市区町村子ども家庭総合支援拠点

図1で中核に位置づけられている「子ども家庭総合支援拠点」は、繰り返される児童虐待死事件、組織の隙間に零れ落ちてしまう命、このような命を救っていくためには、地域から引き離しての一時保護（目黒区事件や野田市事件で明らかのように、ほとんどは法制度上短期間で再び地域に戻る）という選択だけでなく、地域の関係機関が当事者として地域の社会的資源を組み合わせて支援を継続していくことが必要であり、単なるネットワークがあるだけでなく、そのネットワークを動かす具体的な司令塔としての支援拠点を位置づけ、設置されているものである。

以下にその6つの要件を解説する。

#### 1. すべての子どもと家庭相談に対応する 子ども支援の専門性をもった体制

①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員などを、自治体の規模に応じて配置し、すべての子どもと家庭の相談に、住民にもっとも近い身近な基礎自治体で応じようとするものである。

## 2. 地域の資源を有機的につないで“在宅”支援を行う

行政の一部署で子どもの命を守ることはできない。要対協という地域資源ネットワークを活用することで、相互の役割分担と責任を果たすことを求めるものである。

## 3. 原則18歳までの子どもと家庭（妊娠婦含む）を切れ目なく継続的に支援する

所掌事務ごとの縦割りではなく横串支援が求められ、かつ、子どもの発育・成長過程を通して継続的なサービスなどの支援をつなげていく。とくに、図1にもあげられている母子保健（子育て世代包括支援センター）、福祉、教育という三者間の壁が指摘されており、この壁を取り除くための物理面・情報面・法規面などでの仕組み作りが求められる。

ここで、子育て世代包括支援センターについて簡単に説明を付記しておく。

2016年の児童福祉法等改正により母子保健法第22条が改正され、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）が新たに規定された。子育て世代包括支援センターは、主に妊娠婦および乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉に関する機関との連絡調整を行うことで、母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供する。このような妊娠婦および乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とするものである。令和2年度までに市区町村は同センターを設置するよう求められている。

## 4. チーム（組織）支援体制

小規模自治体では、子どもにかかる相談を一人の担当者が担っている例が多いが、その担当者が病欠や育児・介護休暇をとった場合に子どもや家庭が相談できない事態が生じている。チーム支援は必須である。

## 5. 支援拠点が担う法定四業務

支援拠点が担う業務は、そもそも児童福祉法上10条において市区町村が担うべき業務を前提としている。この業務の確実な遂行のために、新たな規定が設けられたものである。

具体的には、①子ども家庭支援業務にかかる業務（実情の把握、情報提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童および要保護児童等、ならびに特定妊婦等への支援業務〔相談・通告の受け付け、受理会議（緊急受理会議）、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援および指導等、児童記録表の作成、支援の終結〕、③関係機関との連絡調整（要対協の活用、児童相談所との連携・協働、他の関係機関等との連携）、④その他の必要な支援（里親支援等）などを担うとされている。

## 6. 児童相談所との対等な関係と“面”支援

市区町村は児童相談所に対して専門的助言などを求めることができ、また児童相談所は一時保護などの行政処分権限を与えられている。しかし、これは上下関係や個々の事案の指揮命令を意味したものではない。地域資源をよく知り得るのは市区町村であり、地域資源をつないで子どもの命を守っていくこと、要対協事務局として関係機関を“面”でつなぎ、司令塔としての役割を果たしていくことは、市区町村こそが得意な役回りである。

目黒事件、野田事件などの虐待死事件の再発防止という観点からも、市区町村が積極的に児童相談所に働きかけていくことがいっそう求められる。

## おわりに

そもそも、なぜ各種法律が制定され、各種行政機関（福祉、医療・保健、教育など）、警察、検察などが分かれているのか。それは、それぞれの法目的・射程・機関の理念が異なるからである。重なり、連携して行動することはあっても、まったく同じ目的で最初から最後まで、同じ指揮のもとで行動することはあり得ない。このあまりに当然の理解が、しばし連携・協働という掛け声のもとで、あいまいなまま実務を悩ます。

「情報共有」や「連携」という言葉は、危険ですらある。違った理念・目的をもった組織であるからこそ、ぶつかり、衝突することは当然である。であるからこそ、どのような連携・運動が可能なのか、どのようにしていくのかについて、子どもを中心とした法の具体的解釈とその運用を、不斷に徹底的に詰めていかねばならないのである。きめ細かな地域の多層的セーフティネットを日々構築していかなければならない。昨日の子どもの状態（心と体）と、今日の子どもの状態は、異なるのであるから。

## 文 献

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局：「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）について（雇児発0331第47号）」、2017。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161704.pdf> (accessed 2020-9-16)
- 鈴木秀洋：平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業：市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究報告書、2018。  
<https://suzukihidehiro.com/data/activity/24/article.pdf?20190425135700> (accessed 2020-9-16)
- 鈴木秀洋：平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業：市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究報告書、2019。  
[https://suzukihidehiro.com/data/h30\\_suzukihidehiro\\_researchreport.pdf](https://suzukihidehiro.com/data/h30_suzukihidehiro_researchreport.pdf) (accessed 2020-9-16)
- 鈴木秀洋：令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業：子ども家庭総合支援拠点設置促進に関する調査研究、2020。  
[https://www.nihon-u.ac.jp/risk\\_management/pdf/news/200410\\_report.pdf](https://www.nihon-u.ac.jp/risk_management/pdf/news/200410_report.pdf) (accessed 2020-9-16)
- 東京高等裁判所平成25年9月26日判決、平成24年（ネ）第7965号/平成25年（ネ）第173号損害賠償請求控訴・同附帯控訴事件。
- 厚生労働省：要保護児童対策地域協議会設置・運営指針。  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv34/index3.html> (accessed 2020-9-16)
- 鈴木秀洋：市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて：スタートアップマニュアル、2019。  
<https://suzukihidehiro.com/data/activity/246/article.pdf?20190425135700> (accessed 2020-9-16)



# First Author Profile

宮地佐都季（みやじ・さつき）  
**【児童虐待と司法手続】 pp1353-1359**

**所属** ▶ 大阪高等検察庁

**役職** ▶ 刑事部長

**略歴** ▶ 平成7年、検事任官。以降、東京地検、神戸地検などの各地検査事、法務総合研究所教官などを経て、平成24年4月、鳥取地検次席検事。平成26年4月、大阪地検刑事部副部長。平成28年4月、東京地検公判部副部長。平成29年4月、京都地検公判部長。平成30年1月、神戸地検刑事部長。平成31年1月、大阪地検刑事部長。令和2年9月、現職。



鈴木 秀洋（すずき・ひでひろ）  
**【児童虐待対応の社会的取り組み】 pp1360-1367**

**所属** ▶ 日本大学危機管理学部

**役職** ▶ 准教授

**専門** ▶ 危機管理と行政法、福祉・教育・保健・医療・刑事分野との架橋

**略歴** ▶ 1991年、中央大学法学部（刑訴ゼミ）卒業。日本大学大学院法務研究科修了〔法務博士（専門職）〕。東京23区法務部（行政訴訟等指定代理人）、文京区総務課課長補佐・危機管理課長・男女協働課長、子ども家庭支援センター所長などを歴任。保育士。

**今している事** ▶ 児童虐待・DV・ストーカー対策、災害時要配慮者の避難支援・避難所設計。

**趣味** ▶ 水泳、人との真面目なおしゃべり。



山田不二子（やまだ・ふじこ）  
**【子どもの権利擁護センターの取り組み】 pp1368-1373**

**所属** ▶ 認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン

**役職** ▶ 理事長

**専門** ▶ 子ども虐待医学、司法小児科学

**略歴** ▶ 東京医科歯科大学医学部卒業。医学博士。認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン（CFJ）理事長。国際子ども虐待防止学会（ISPCAN）理事。一般社団法人日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）理事兼事務局長。一般社団法人日本子ども虐待医学（JaMSCAN）理事兼事務局長。

**今している事** ▶ 子ども虐待関連の報道を SNS で配信すること。

**趣味** ▶ 寝る前に肩のこらない小説を読むこと。



松本 敦子（まつもと・あつこ）  
**【社会的擁護を担う乳児院の機能と現状】 pp1374-1378**

**所属** : 社会福祉法人康保会玉淀園

**専門** : ファミリーソーシャルワーク・カウンセリング

**略歴** : 1977年、立正大学保育専門学校卒業。康保会玉淀園に入職し、現在に至る。

2004年、日本福祉教育専門学校社会福祉士通信課程修了。

**今している事** ▶ 相談援助業務、入所・退所の調整、関係機関との連絡調整。

**趣味** : 家庭菜園、料理、旅行、韓流歴史ドラマ鑑賞、人間モニタリング。



野々垣政志（ののがき・まさゆき）  
**【被虐待児のリハビリテーション】 pp1379-1384**

**所属** ▶ 埼玉医科大学総合医療センターリハビリテーション部

**役職** ▶ 主任

**専門** ▶ 理学療法学

**略歴** ▶ 2006年、埼玉医科大学総合医療センターリハビリテーション部に入職。2015年より、小児科・PICU の専任理学療法士。

**今している事** ▶ 小児患者の症例報告。

**趣味** ▶ サッカー、子どもとピアノの練習。

## 第42巻 (2018年)

- 7月 指導医直伝：平成29年度救急科専門医筆記試験 解答・解説集  
8月 救急医療における医歯薬連携  
9月 見直そう これからの救急卒前教育  
9月臨時増刊号 診療ガイドライン選集2018  
10月 救急救命士の現状と未来  
11月 平成30年度診療報酬改定を分析する  
12月 取り組もう！BCP 災害に備えて

## 第43巻 (2019年)

- 1月 救急科専門研修プログラム紹介  
2月 多職種で取り組む 最前線の集中治療  
3月 救急医学研究 入門！  
4月 重症骨盤外傷：本当の意味での社会復帰を目指して  
5月 それって“いざこざ”？：医療現場におけるコンフリクト・マネジメント  
5月臨時増刊号 緊急被ばく医療  
6月 熱中症と闘う in 2019 for 2020  
7月 レジャー救急、これ1冊！  
8月 働き方改革、がっぷり四つ！  
9月 Q&Aで学ぶ 地域医療との接点  
9月臨時増刊号 ER DESIGN：理想を現実にする  
10月 救急医療のゴールデンタイム  
11月 マスギャザリング・メディシン  
12月 日本の救急医学・医療のこれから

## 第44巻 (2020年)

- 1月 敗血症～残された課題～  
2月 ECMOを極める I～ER 導入編～  
3月 ECMOを極める II～ICU 管理編～  
4月 “ノンバス”って、なんだ!?  
5月 腹を割って話そう!!  
ハイブリッド ER システム  
6月 救急医って無限だ！  
多様なキャリアビルディング  
6月臨時増刊号 最新 救急医療機器総覧 2020  
7月 ライフラインパニック；想定外に対応できるか？  
8月 救急医の国際貢献・国際交流；身につけるべき知識と技術  
9月 症例から考える重症外傷診療；あなたならどうする？

「救急医学」2020年11月号 (Vol. 44, No. 12) 予告

# 特集 アンダー・エマージェンシー 泌尿器・生殖器・会陰部の救急

## I. 泌尿器科系

1. 肉眼的血尿
2. 尿路結石
3. 尿路感染症
4. 急性陰嚢症
5. 尿閉
6. 膀胱タンポナーデ
7. 嵌頓包茎
8. 持続勃起症
9. 外傷

## II. 産婦人科・女性診療系

1. 不正出血・過多月経
2. 妊婦の大量出血
3. 性暴力被害への救急対応

## III. 肛門系

1. 血便・下血
2. 肛門疾患
3. 肛門・直腸内異物

編集委員長：行岡哲男

編集委員：井上貴昭、臼井章浩、軍神正隆、島崎淳也、松嶋麻子、横堀將司

### 購読料

- 通常号定価（本体価格2,800円+税）
- 年間予約購読料 41,600円（税別・増刊号2冊含む）  
ご購読は最寄りの書店あるいは小社宛前金にてお申込み下さい。  
ご転居の際は速やかに新旧の住所と雑誌名をご記入の上ご連絡下さい。

# 救急医学

THE JAPANESE JOURNAL OF ACUTE MEDICINE

10月号

第44巻第11号／通巻第548号

©2020年10月10日発行

編集発行人／佐藤 柏

発行所／株式会社 へるす出版

〒164-0001 東京都中野区中野2-2-3

☎03-3384-8035(販売) 03-3384-8155(編集)

http://www.herusu-shuppan.co.jp

振替 00180-7-175971

印刷所／広研印刷株式会社

編集スタッフ／土屋みづき、須山彬也、梶山健児、岡田雅子

### ●広告申込所

(関東) 日本医学広告社 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-12-8 ☎03-5226-2791

(関西) 福田商店広告部 〒541-0046 大阪市中央区平野町3-2-13 平野町中央ビル4F ☎06-6231-2773

\*本誌に関するご意見・ご感想・取り上げてほしいテーマなどを

お寄せ下さい。 kyukyuinfo@herusu-shuppan.co.jp

・本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能化権を含む)は株式会社へるす出版が保有します。

・[COPY]<(社)出版者著作権管理機構委託出版物>

本誌の無断複写は著作権法上の例外を除き禁じられています。複写される場合は、その都度事前に、(社)出版者著作権管理機構(TEL. 03-5244-5088 FAX. 03-5244-5089 e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。